

○尾張旭市イメージキャラクター等の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市のイメージアップを図り、愛着を深める目的として、市のイメージを内外に伝えるために制定した尾張旭市イメージキャラクター及びその名称「あさびー」（以下「キャラクター等」という。）の使用について必要な事項を定め、キャラクター等の有効的な活用を図ることを目的とする。

(キャラクター等の定義)

第2条 この要綱において「キャラクター等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市が定めた尾張旭市イメージキャラクターのイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) 市が定めたイメージキャラクターの名称「あさびー」

(著作権等)

第3条 キャラクター等についての著作権、使用許諾権等一切の権利は、尾張旭市が所有する。また、商標登録出願などは、一切認めないものとする。

(使用許可基準)

第4条 第1条に規定する目的で、できるだけ多くの人に広い範囲で使用してもらうことを基本とし、デザインデータ等を提供する。このデータ等は、そのまま又は加工してホームページや印刷物などに自由に使用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 第1条の趣旨に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用しようとするとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用しようとするとき。
- (5) 特定の個人等の売名に使用しようとするとき。
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (7) 市のイメージを損ねると認められるとき。
- (8) キャラクターそのものを加工するなど、キャラクターのイメージを損ねると認められるとき。
- (9) 任意に図柄等を作成する場合で、原作のイメージを損なうと認められるとき。
- (10) データそのものの複製、第三者への再配布、販売、賃貸、貸与等をするおそれがあるとき。
- (11) キャラクター等を正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- (12) 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
- (13) 社会通念上許可することが不相当と認められるとき。
- (14) その他市長が許可することが不相当と認められるとき。

(販売目的の使用許可申請等)

第5条 前条の規定にかかわらず、キャラクター等を使用して販売を目的とする商品等を製作しようと

する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 使用許可期間は、最長3年間とする。また、3年を超えて使用する場合は、改めて前項の申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
（使用許可）

第6条 市長は、前条に規定する申請に基づき、許可することが適当と認めたときは、尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による許可に際し、条件を付することができる。
（使用許可内容の変更）

第7条 申請者は、許可を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用変更許可申請書（第3号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、内容の変更を許可する場合は、第6条第1項の許可書を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

（使用不許可）

第8条 市長は、第5条に規定する申請を許可することが不適当と認めたときは、尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用不許可通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第9条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第10条 第6条第1項及び第7条第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 「尾張旭市イメージキャラクターあさぴー」と表記すること。ただし、スペース等の都合により、表記が困難な場合は、「c尾張旭市」又は「cOWARIASAHI CITY」の表記をもって代えることができるものとする。なお、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。

（許可の取消し）

第11条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとし、尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用許可取消通知書（第5号様式）により使用者に通知する

ものとする。

(1) 前条に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る商品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 市長は、許可を取り消された者に対して商品等の回収を求めることができる。

4 市長は、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(製作の委託における管理監督責任)

第12条 使用者は、商品等の製作を第三者に委託しようとするときは、受託者がこの要綱に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

(損害賠償)

第13条 第11条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用許可申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話

下記のとおり、尾張旭市イメージキャラクター等を使用した商品等を製作し、販売をしたいので申請します。なお、尾張旭市イメージキャラクター等の使用に関する要綱の規定を遵守します。

記

使用目的（商品等名）	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量（製作個数）	
製作（経費）総額	
販売総額	

連絡先

担当者連絡先
（所属・氏名・電話）

添付書類

- (1) 企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等）
- (2) 申請者の概要・現況を示すもの
- (3) キャラクター等を使用する事業の予算書
- (4) その他参考となるもの

第2号様式（第6条関係）

尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用許可書

年 月 日

氏名（名称及び代表者名） 様

尾張旭市長

印

年 月 日付けで申請のありました尾張旭市イメージキャラクター等販売目的の使用については、下記の条件を付して許可します。

記

1 許可内容は、次のとおりとする。

許可番号	
使用目的（商品等名）	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数量（製作個数）	
制作（経費）総額	
販売総額	

2 使用に際しては、尾張旭市イメージキャラクター等の使用に関する要綱及び許可内容を遵守すること。

3 商標登録出願などは、一切認めない。

第3号様式（第7条関係）

尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用変更許可申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話

年 月 日付けで許可を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 変更する理由
- 3 変更事項及び内容

変更事項	変更前	変更後

連絡先

担当者連絡先
(所属・氏名・電話)

添付書類

- (1) 企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等）等、変更後の内容が分かるもの
- (2) その他参考となるもの

第4号様式（第8条関係）

尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用不許可通知書

年 月 日

氏名（名称及び代表者名） 様

尾張旭市長

印

年 月 日付けで申請のありました尾張旭市イメージキャラクター等販売目的の使用については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

商品等名	
(不許可理由)	

第5号様式（第11条関係）

尾張旭市イメージキャラクター等販売目的の使用許可取消通知書

年 月 日

氏名（名称及び代表者名） 様

尾張旭市長

印

年 月 日付けで許可した尾張旭市イメージキャラクター等販売目的の使用については、下記の理由により使用の許可を取り消しましたので通知します。

記

許可番号	
商品等名	
(取消理由)	